



## 【確定給付企業年金・厚生年金基金】

### 各種予定利率に係る改正

2022年3月15日、各種予定利率に係る告示・通知が発出されました。

#### 改正の概要

#### (1) 【確定給付企業年金・厚生年金基金】非継続基準の予定利率及び下限予定利率の改正 (適用日：2022年4月1日)

##### 【確定給付企業年金】

✓ 非継続基準の予定利率

2022年度：0.66% (※1) (2021年度：0.63% (※1))

(※1) 労使合意等を前提に、0.5%以内の率を加減することが可能であり、2022年度の予定利率は、0.16%~1.16%の使用が認められます。

✓ 下限予定利率

2022年度：0.0% (2021年度：0.0%)

##### 【厚生年金基金】

✓ 非継続基準の予定利率

2022年度：0.66% (※2) (2021年度：0.63% (※2))

(※2) 厚生年金基金においては、0.5%以内の率の加減は認められていないため、2022年度の予定利率は、0.66%のみ使用可能です。

✓ 下限予定利率

2022年度：0.0% (2021年度：0.0%)

## (2) 【厚生年金基金】積立水準の回復計画に用いる利率の改正（適用日：2022年5月1日）

企業年金連合会における通算企業年金の予定利率の変更が2022年5月1日に予定されていることから、「通算企業年金の予定利率を勘案して別に定める率」（※3）が以下の通り改正されます。

(※3) 厚生年金基金における積立水準の回復計画において、プラスアルファ部分の最低積立基準額の将来予測の算定に用いることができる予定利率の前提の一つとして、厚生年金基金財政運営基準に定まっているもの。

- ✓ 通算企業年金の予定利率を勘案して別に定める率  
改正後（※4）：**1.25%**（改正前：1.50%）

（※4） 財政決算の基準日時点で適用されている率を使用します。

（2022年3月末決算では1.50%、2023年3月末以降の決算では1.25%）

### （ご参考）各種リンク

- ・ 企業年金の利率一覧：弊社作成資料  
<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20220316riritu.pdf>
- ・ 厚生労働省告示第68号（確定給付企業年金：非継続基準の予定利率の改正）  
厚生労働省告示第69号（確定給付企業年金：下限予定利率の改正）  
厚生労働省告示第70号（厚生年金基金：非継続基準の予定利率の改正）  
<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20220316kokuji.pdf>
- ・ 通知（厚生年金基金：下限予定利率及び通算企業年金の予定利率を勘案して別に定める率の改正）  
<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20220316tsuuchi.pdf>
- ・ 企業年金連合会における通算企業年金の予定死亡率及び予定利率の変更について  
<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20220316kinen.pdf>

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 〔電話番号〕03-5404-3066